

生産緑地地区の都市計画の変更原案について

区は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に基づき、計画的に保全する必要のある農地等を、生産緑地地区として都市計画決定している。

生産緑地制度を有効に活用した農地の保全および拡充を進めるため、毎年度新たに指定を希望するものを募り、追加の都市計画変更を行っている。併せて、買取りの申し出により建築等の行為制限が解除された生産緑地地区および公共施設用地として取得された生産緑地地区については、削除の都市計画変更を行っている。

平成 23 年度生産緑地地区の都市計画の変更原案を別紙のとおり作成し、都市計画変更の手続きを進めていく。

1 生産緑地制度の概要

(1) 指定要件

- ア 現に農業の用に供されている農地等である。
- イ 良好な生活環境確保の機能を有し、かつ公共施設等の用地として適している。
- ウ 面積が一団で 500 m²以上の農地等である。
- エ 農業の継続が可能である。

(2) 特徴

- ア 生産緑地地区に指定されてから 30 年間、営農しなければならない。ただし、農業に従事する者の死亡または故障により、区に買取りの申し出ができる。
- イ 生産緑地地区内では、住宅等の建築行為等ができない。
- ウ 固定資産税および都市計画税の減免が受けられる。
- エ 農業に従事する者の死亡により相続が発生し、引き続き生産緑地地区として営農する場合、相続税の納税猶予が受けられる。

2 都市計画変更原案の概要

生産緑地地区面積 198.97ha 680件（変更前 200.83ha 689件）

削除	3.563 ha	29 件
----	----------	------

（平成22年1月から12月までの買取りの申し出により行為制限が解除となった地区および公共施設用地に転用された地区）

- ・ 行為制限の解除 3.167 ha 23 件
- ・ 公共施設転用 0.396 ha 6 件

追加	1.207 ha	20 件
----	----------	------

（平成23年1月までに農業委員会に追加指定の申し出があり、平成23年3月までに練馬区に追加指定の申請のあった地区）

- ・ 既存の生産緑地地区に隣接するもの 0.834 ha 16 件
- ・ 新たに定めるもの 0.373 ha 4 件

削除・追加	+0.504 ha	4 件
-------	-----------	-----

（土地区画整理事業により平成22年度に仮換地指定を行った地区）

- ・ 土支田中央土地区画整理事業 0.504 ha 4 件

3 今後の予定

平成23年 7月27日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
8月2日 ～ 23日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
8月31日	都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合）
9月上旬	東京都知事協議手続
10月上旬 ～（2週間）	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
11月上旬	練馬区都市計画審議会付議
11月下旬	都市計画変更・告示

都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付については、ねりま区報8月1日号に掲載するとともに、区ホームページで周知する。

4 添付資料

- (1) 都市計画の原案の理由書 P 5
- (2) 生産緑地地区の変更計画書 P 6～P 10
- (3) 生産緑地地区の総括図 P 11
- (4) 生産緑地地区変更箇所一覧表 P 13
- (5) 生産緑地地区計画図 P 14～P 38
- (6) 生産緑地法に関する参考資料 P 39

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画生産緑地地区

2 理由

練馬区では、練馬区長期計画において、農の豊かさを実感できる都市づくりを進めることを掲げており、区内の農地を23区民共有の財産として位置づけている。また、練馬区都市計画マスタープランにおいても、練馬の特色である農地を残していくため、生産緑地の保全、拡充の検討を進めていくこととしている。

また、練馬区は、平成3年の生産緑地法の一部改正を受け、平成4年に区内の農地（約242ha）を生産緑地地区に指定した後、都市における農地等の計画的・永続的な保全を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成12年に「練馬区生産緑地地区指定要綱」を制定し、積極的に生産緑地地区の追加指定を行ってきた。

今回、市街化区域内において適正に管理されている農地等20件を、良好な都市環境の形成に資するものとして、生産緑地地区に追加指定する。また、生産緑地法に基づく買取りの申し出による行為制限の解除等のあった29件の削除を行うとともに、土地区画整理事業による位置・区域等の変更のあった4件の削除・追加を行う。

これにより生産緑地地区の面積を198.97haとする都市計画変更をしようとするものである。

東京都市計画生産緑地地区の変更（練馬区決定）（原案）

都市計画生産緑地地区をつぎのように変更する。

第1 種類および面積

種 類	面 積
生産緑地地区	198.97 ha

第2 削除のみを行う位置および区域

名 称		位 置	削除面積	備 考
番 号	地 区 名			
17	中 村 南	練馬区 中村南二丁目地内	約 2,360 m ²	地区の全部
20	中 村 南	練馬区 中村南二丁目地内	990	地区の一部
223	土 支 田	練馬区 土支田二丁目地内	650	地区の一部
231	土 支 田	練馬区 土支田二丁目地内	10	地区の一部
260	南 田 中	練馬区 南田中一丁目地内	90	地区の一部
274	南 田 中	練馬区 南田中四丁目地内	1,360	地区の全部
304	谷 原	練馬区 谷原四丁目地内	1,210	地区の全部
328	三 原 台	練馬区 三原台二丁目地内	860	地区の一部
329	三 原 台	練馬区 三原台二丁目地内	640	地区の一部
354	石 神 井 町	練馬区 石神井町七丁目地内	1,420	地区の一部
388	石 神 井 台	練馬区 石神井台六丁目地内	1,090	地区の全部
392	石 神 井 台	練馬区 石神井台六丁目地内	1,450	地区の全部
402	下 石 神 井	練馬区 下石神井一丁目地内	1,810	地区の全部
451	西 大 泉	練馬区 西大泉一丁目地内	1,040	地区の全部
479	西 大 泉	練馬区 西大泉四丁目地内	1,610	地区の一部
499	西 大 泉	練馬区 西大泉五丁目地内	750	地区の一部
500	西 大 泉	練馬区 西大泉四丁目地内	80	地区の一部
502	西 大 泉	練馬区 西大泉五丁目地内	3,450	地区の全部
533	南 大 泉	練馬区 南大泉三丁目地内	540	地区の全部
535	南 大 泉	練馬区 南大泉三丁目地内	2,690	地区の一部
560	南 大 泉	練馬区 南大泉六丁目地内	1,330	地区の一部
563	南 大 泉	練馬区 南大泉六丁目地内	700	地区の全部

574	大 泉 町	練馬区 大泉町一丁目地内	1,090	地区の一部
683	大泉学園町	練馬区 大泉学園町五丁目地内	3,010	地区の全部
685	大泉学園町	練馬区 大泉学園町五丁目地内	1,390	地区の全部
705	大泉学園町	練馬区 大泉学園町八丁目地内	2,970	地区の全部
731	関 町 南	練馬区 関町南三丁目地内	50	地区の一部
835	西 大 泉	練馬区 西大泉四丁目地内	930	地区の全部
838	大泉学園町	練馬区 大泉学園町二丁目地内	60	地区の一部
計	29 件		約 35,630 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

公共施設等の用地または買取り申出にともなう行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部または全部を廃止する。

第3 追加のみを行う位置および区域

名 称		位 置	追加面積	備 考
番 号	地 区 名			
44	錦	練馬区 錦一丁目地内	約 160 m ²	地区の一部
59	平 和 台	練馬区 平和台三丁目地内	390	地区の一部
91	春 日 町	練馬区 春日町二丁目地内	1,550	地区の一部
101	春 日 町	練馬区 春日町五丁目地内	1,150	地区の一部
132	高 松	練馬区 高松三丁目地内	90	地区の一部
178	田 柄	練馬区 田柄二丁目地内	110	地区の一部
318	谷 原	練馬区 谷原六丁目地内	260	地区の一部
329	三 原 台	練馬区 三原台二丁目地内	1,600	地区の一部
342	石 神 井 町	練馬区 石神井町四丁目地内	260	地区の一部
376	石 神 井 台	練馬区 石神井台五丁目地内	120	地区の一部
413	下 石 神 井	練馬区 下石神井五丁目地内	220	地区の一部
463	西 大 泉	練馬区 西大泉二丁目地内	330	地区の一部
539	南 大 泉	練馬区 南大泉三丁目地内	210	地区の一部
643	大泉学園町	練馬区 大泉学園町三丁目地内	570	地区の一部
651	大泉学園町	練馬区 大泉学園町三丁目地内	80	地区の一部
652	大泉学園町	練馬区 大泉学園町三丁目地内	1,240	地区の一部
856	田 柄	練馬区 田柄四丁目地内	910	地区の全部

857	田 柄	練馬区 田柄四丁目地内	760	地区の全部
858	石 神 井 台	練馬区 石神井台七丁目地内	970	地区の全部
859	下 石 神 井	練馬区 下石神井五丁目地内	1,090	地区の全部
計	20 件		約 12,070 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定する。

第4 削除・追加を行う位置および区域

名 称		位 置	削除面積	追加面積
番 号	地 区 名			
235	土 支 田	練馬区 土支田三丁目地内	約 1,480 m ²	約 3,470 m ²
237	土 支 田	練馬区 土支田三丁目地内	4,560	3,840
845	土 支 田	練馬区 土支田三丁目地内		3,130
846	土 支 田	練馬区 土支田三丁目地内		640
計	4 件		約 6,040 m ²	約 11,080 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業の実施により仮換地を行い、生産緑地地区の位置、区域および面積に変更が生じた。

新旧対照表

番号	変更前		位置	変更内訳		変更後		適要
	面積			削除	追加	面積		
17	約	2,360 m ²	中村南二丁目地内	約	2,360 m ²	約	0 m ²	全部削除
20		2,740	中村南二丁目地内	990		1,750		一部削除
44		560	錦一丁目地内		160	720		一部追加
59		3,730	平和台三丁目地内		390	4,120		一部追加
91		2,540	春日町二丁目地内		1,550	4,090		一部追加
101		7,460	春日町五丁目地内		1,150	8,610		一部追加
132		1,760	高松三丁目地内		90	1,850		一部追加
178		6,670	田柄二丁目地内		110	6,780		一部追加
223		2,320	土支田二丁目地内	650		1,670		一部削除
231		6,680	土支田二丁目地内	10		6,570		一部削除 精査減100m ²
235		1,480	土支田三丁目地内	1,480	3,470	3,470		追加・削除
237		6,830	土支田三丁目地内	4,560	3,840	6,110		追加・削除
260		4,440	南田中一丁目地内	90		4,350		一部削除
274		1,360	南田中四丁目地内	1,360		0		全部削除
304		1,210	谷原四丁目地内	1,210		0		全部削除
318		1,190	谷原六丁目地内		260	1,450		一部追加
328		5,780	三原台二丁目地内	860		4,920		一部削除
329		7,530	三原台二丁目地内	640	1,600	8,490		一部追加 一部削除
342		1,180	石神井町四丁目地内		260	1,440		一部追加
354		2,360	石神井町七丁目地内	1,420		940		一部削除
376		610	石神井台五丁目地内		120	730		一部追加
388		1,090	石神井台六丁目地内	1,090		0		全部削除
392		1,450	石神井台六丁目地内	1,450		0		全部削除
402		1,810	下石神井一丁目地内	1,810		0		全部削除
413		4,750	下石神井五丁目地内		220	4,970		一部追加
451		1,040	西大泉一丁目地内	1,040		0		全部削除
463		5,730	西大泉二丁目地内		330	6,060		一部追加
479		3,730	西大泉四丁目地内	1,610		2,120		一部削除
499		2,440	西大泉五丁目地内	750		1,690		一部削除
500		2,180	西大泉四丁目地内	80		2,100		一部削除
502		3,450	西大泉五丁目地内	3,450		0		全部削除
533		540	南大泉三丁目地内	540		0		全部削除
535		9,900	南大泉三丁目地内	2,690		7,210		一部削除
539		9,120	南大泉三丁目地内		210	9,330		一部追加

番号	変更前	位置	変更内訳		変更後	適 要
	面積		削 除	追 加	面積	
560	1,930	南大泉六丁目地内	1,330		600	一部削除
563	700	南大泉六丁目地内	700		0	全部削除
574	1,800	大泉町一丁目地内	1,090		710	一部削除
643	13,100	大泉学園町三丁目地内		570	13,670	一部追加
651	6,590	大泉学園町三丁目地内		80	6,670	一部追加
652	11,770	大泉学園町三丁目地内		1,240	13,010	一部追加
683	3,010	大泉学園町五丁目地内	3,010		0	全部削除
685	1,390	大泉学園町五丁目地内	1,390		0	全部削除
705	2,970	大泉学園町八丁目地内	2,970		0	全部削除
731	1,490	関町南三丁目地内	50		1,440	一部削除
835	930	西大泉四丁目地内	930		0	全部削除
838	1,650	大泉学園町二丁目地内	60		1,600	一部削除 精査増10㎡
845	0	土支田三丁目地内		3,130	3,130	全部追加
846	1,780	土支田三丁目地内		640	2,420	一部追加
856	0	田柄四丁目地内		910	910	全部追加
857	0	田柄四丁目地内		760	760	全部追加
858	0	石神井台七丁目地内		970	970	全部追加
859	0	下石神井五丁目地内		1,090	1,090	全部追加
計	167,130 ㎡		41,670 ㎡	23,150 ㎡	148,520 ㎡	
変 更 の な い 地 区	計 637 件 計 1,841,170 ㎡				計 637 件 計 1,841,170 ㎡	みなし計 7,340 ㎡
計	689 件 2,008,300 ㎡				680 件 1,989,690 ㎡	精査△90㎡ → 198.97 ha

変更概要

種 類	変 更 事 項
生産緑地地区	1 位置の変更 (新旧対照表のとおり)
	2 区域の変更 (計画図のとおり)
	3 面積の変更 689 件 → 680 件 約 200.83 ha → 約 198.97 ha

東京都市計画生産緑地地区総括図



- 凡例
- ▲ 削除
 - 追加
 - 削除・追加

生産緑地地区計画図 変更箇所一覧表

地区番号	図面番号	地区番号	図面番号
17	1/25	463	16/25
20	1/25	479	17/25
44	2/25	499	16/25
59	3/25	500	16/25
91	4/25	502	16/25
101	5/25	533	18/25
132	6/25	535	18/25
178	7/25	539	18/25
223	8/25	560	15/25
231	8/25	563	15/25
235	8/25	574	19/25
237	8/25	643	20/25
260	9/25	651	20/25
274	9/25	652	20/25
304	10/25	683	21/25
318	10/25	685	21/25
328	11/25	705	22/25
329	11/25	731	23/25
342	12/25	835	17/25
354	12/25	838	24/25
376	13/25	845	8/25
388	13/25	846	8/25
392	13/25	856	7/25
402	14/25	857	7/25
413	14/25	858	25/25
451	15/25	859	14/25

東京都計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 1/25

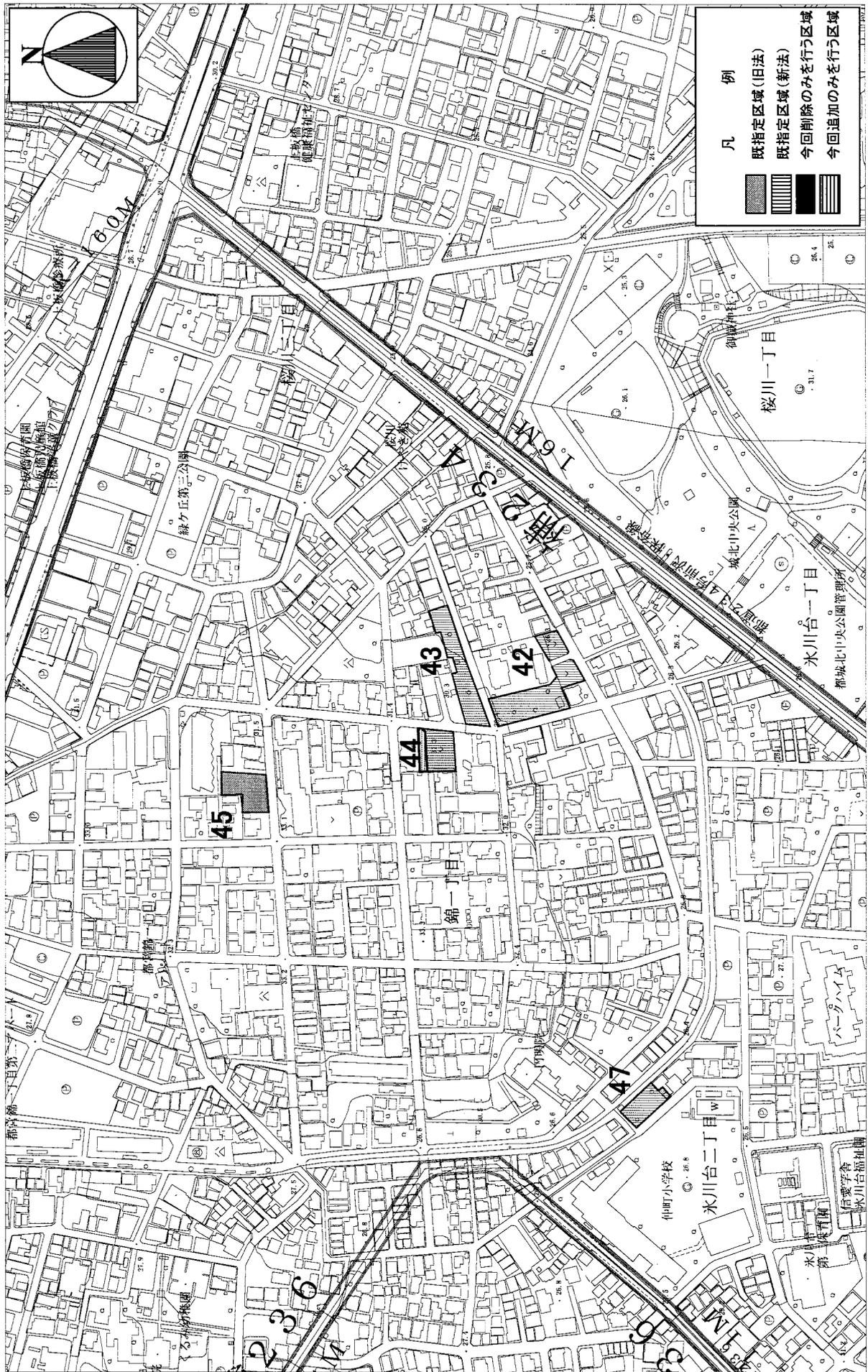
地形図番号
LD052



この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東テ共許第008号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路縮尺図)を使用して作成したものである。
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基文第174号 23都市基計測第46号、平成23年7月25日

原案

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）



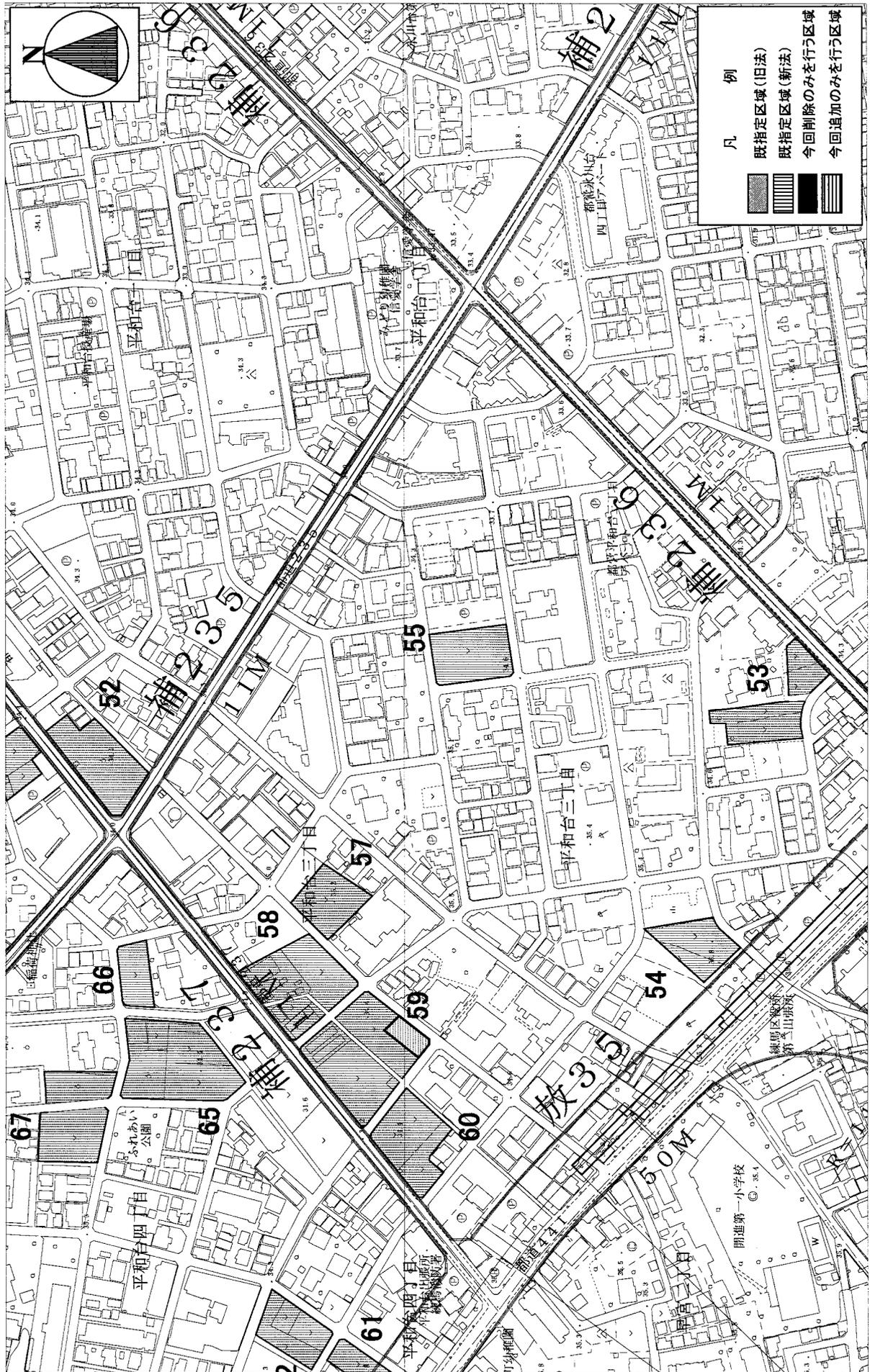
この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東京共計第008号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
ただし、計画図は、都市計画法道路線の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基交策第174号 23都市基交街測第46号、平成23年7月25日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 3/25

地形図番号
KD863, KD961



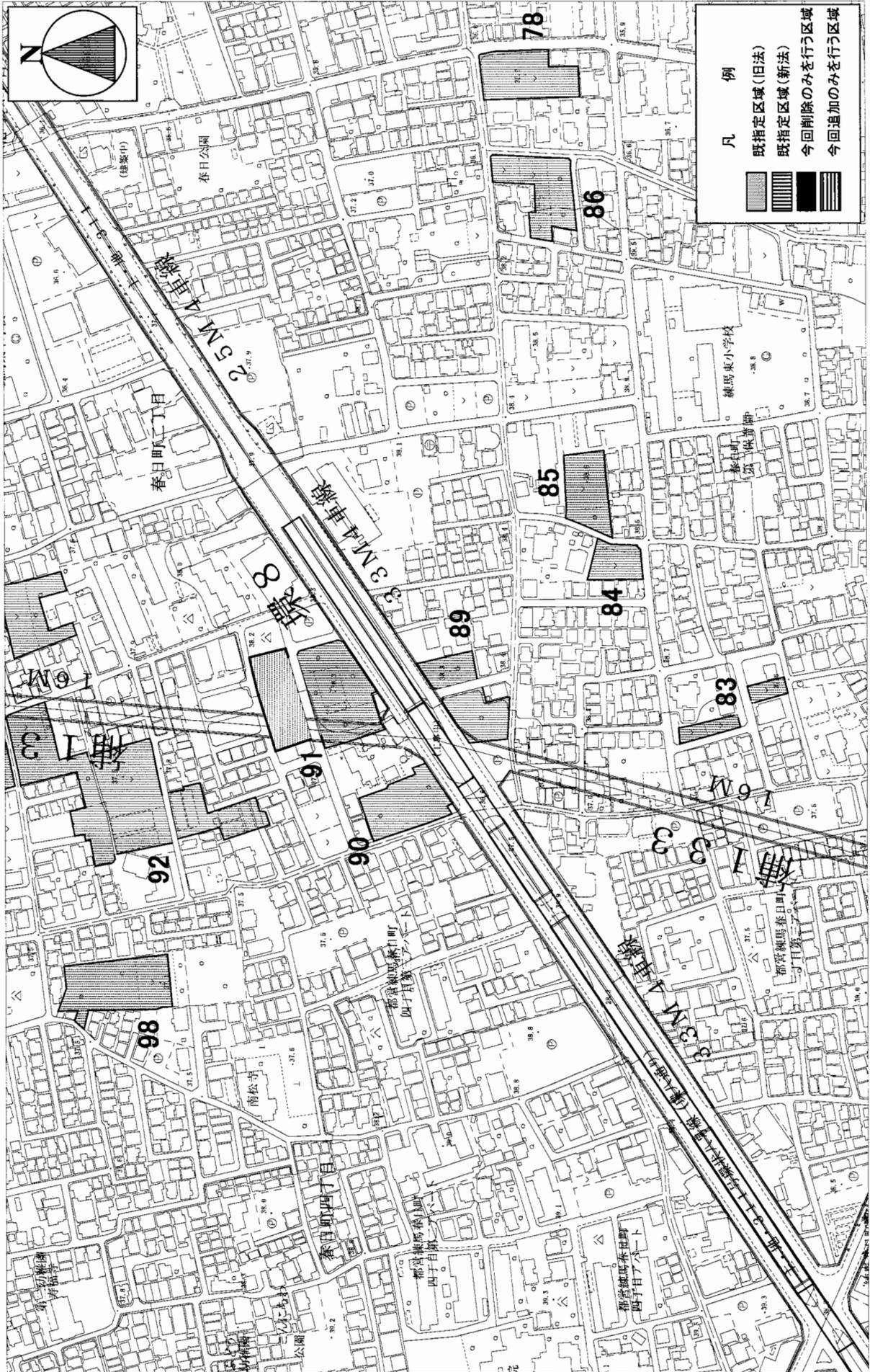
この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東京共許第006号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路縮図)を使用して作成したものである。
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基文第174号 23都市基測第46号、平成23年7月25日

東京都計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号 練馬区 4/25

地形図番号 KD952



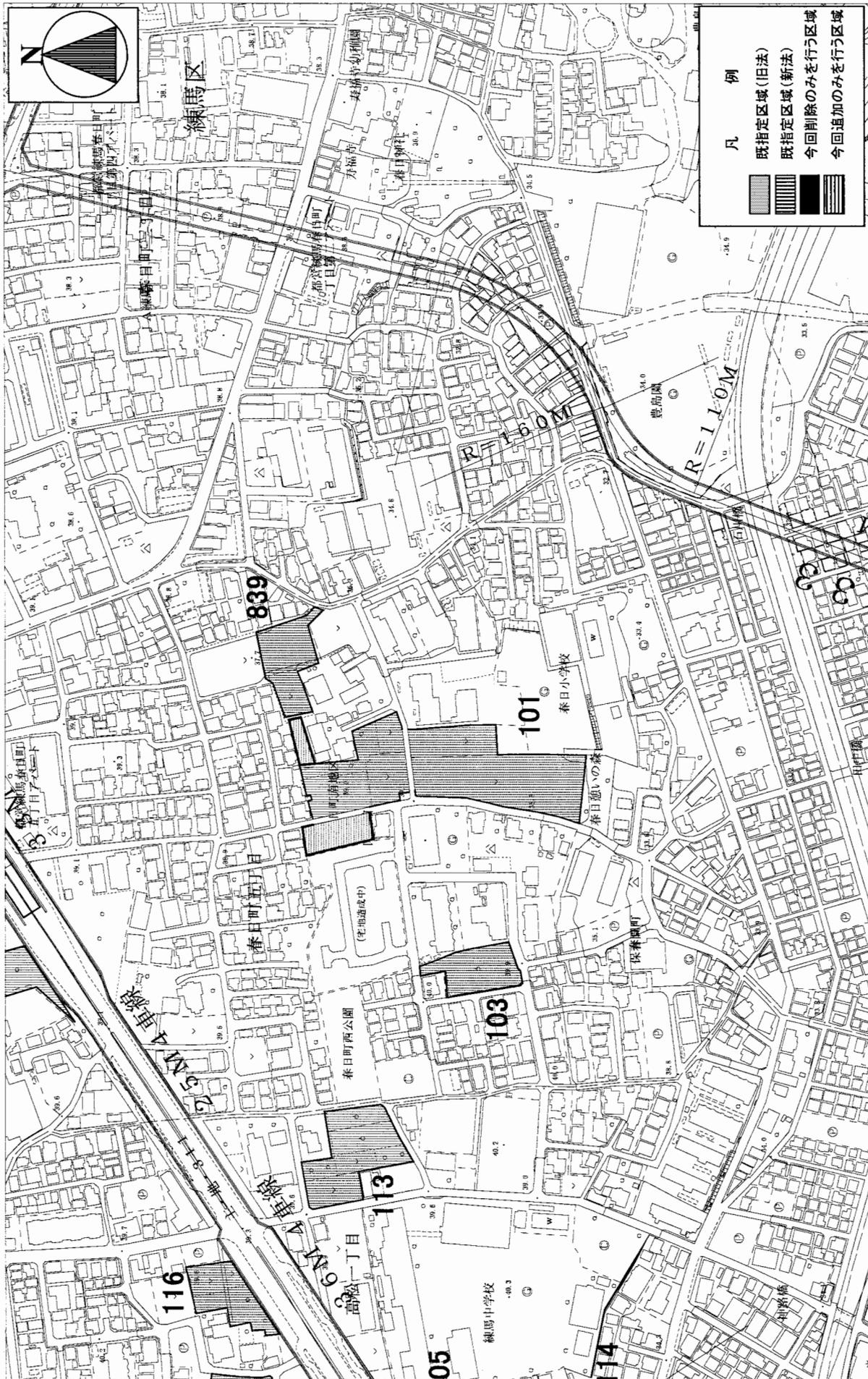
この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東京共許第006号-24)
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
 ただし、計画図は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
 (承認番号)23都市基文第174号 23都市基測第46号、平成23年7月25日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号 練馬区 5/25

地形図番号 KD952

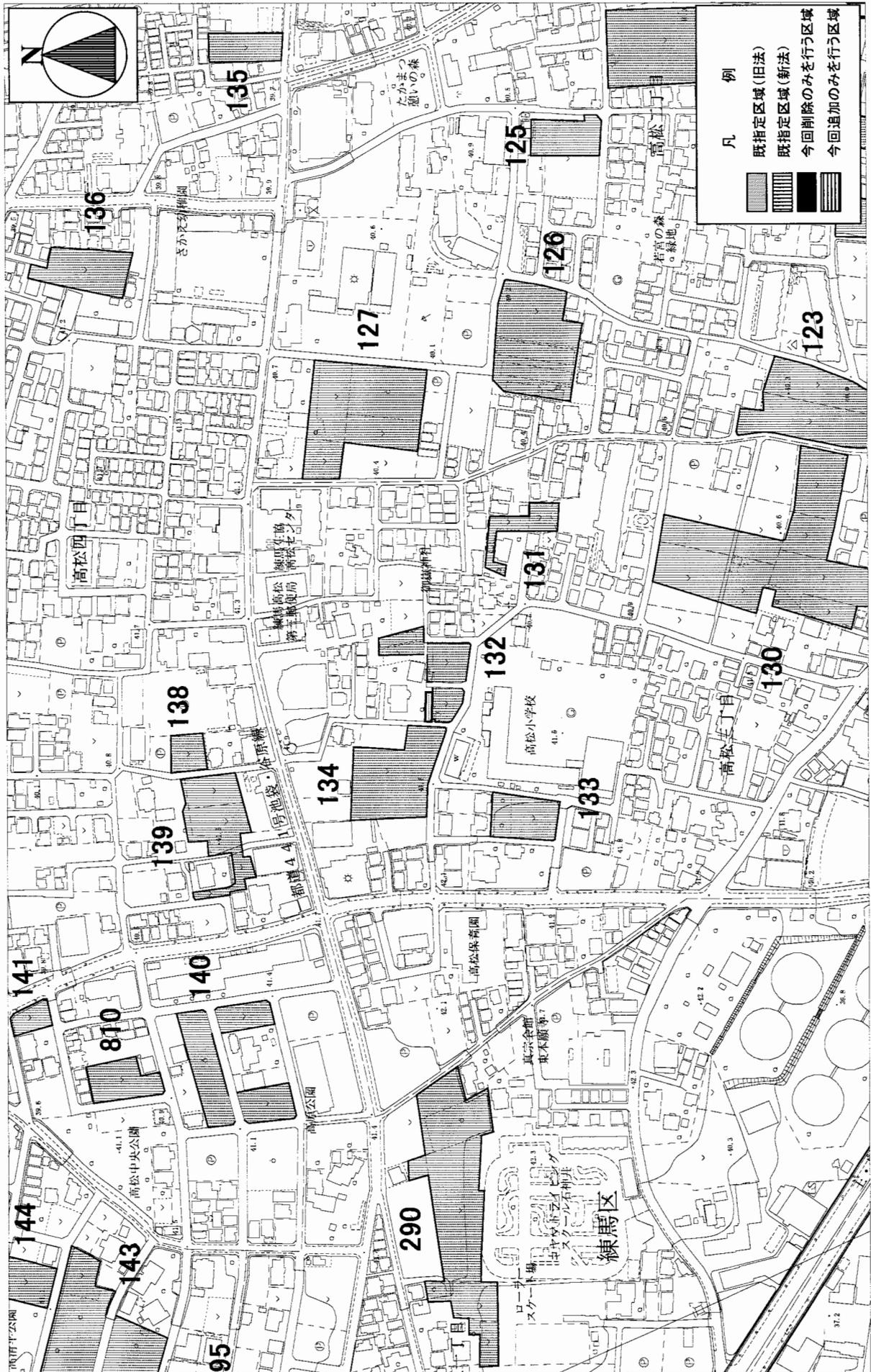


この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東子共設第006号-24)
 この地図は、東京都知事の承認を受け、東京都幅尺2,500分の1の地形図(道路縮図)を使用して作成したものである。
 ただし、計画縮尺は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
 (承認番号)23都市基文第174号 23都市基街測第46号、平成23年7月25日

縮尺 1:2500

原案

東京都計画生産緑地地区計画図 (練馬区決定)



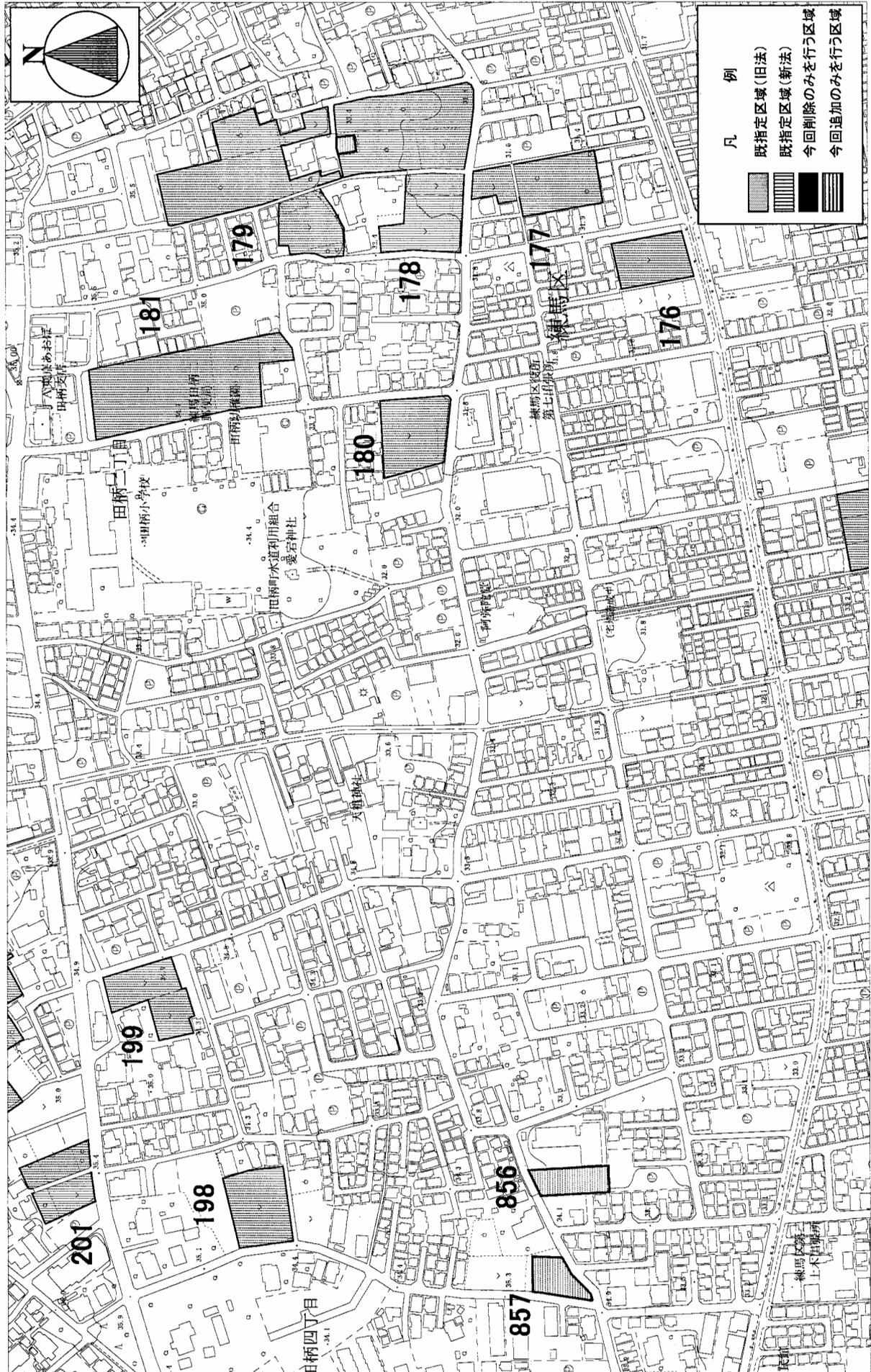
この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:18東京共許第006号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基交第174号 23都市基街測第46号、平成23年7月25日

東京都計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号 練馬区 7/25

地形図番号 KD854



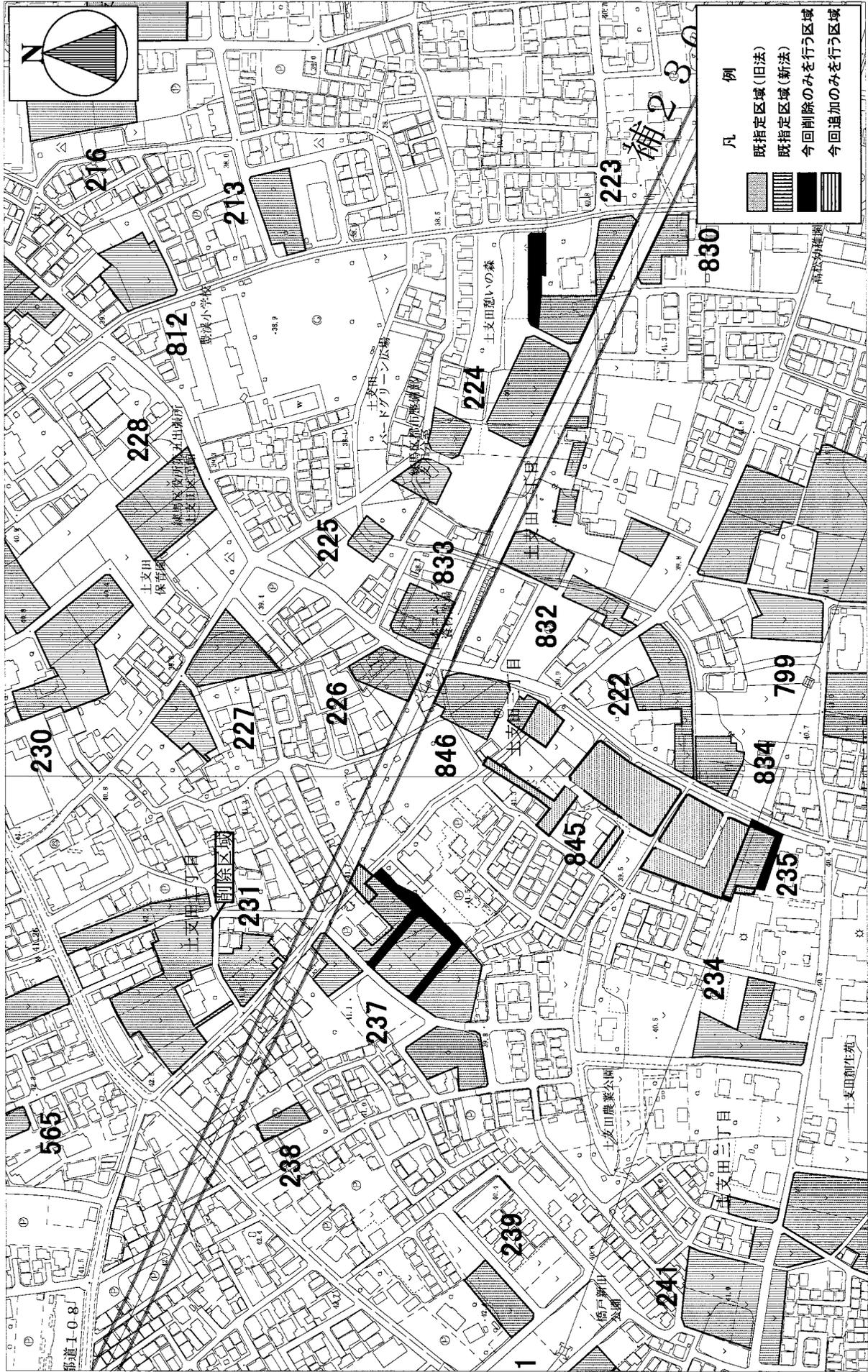
この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東京共許第006号-24)
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
 (承認番号)23都市基交第174号 23都市基街測第46号、平成23年7月25日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 8/25

地形図番号
KD844,KD853



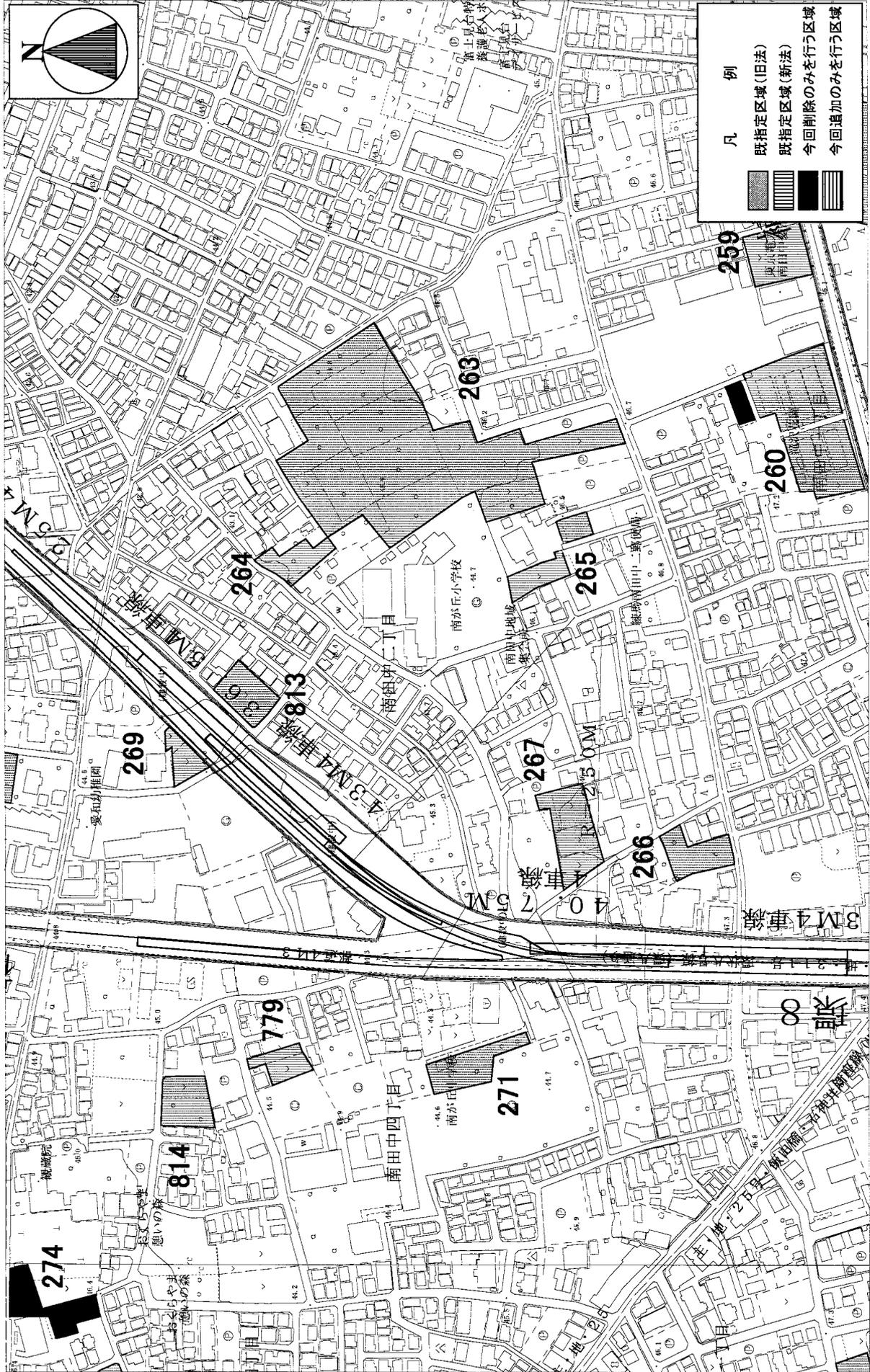
この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東子共許第008号-24)
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路縮図)を使用して作成したものである。
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
 (承認番号)23都市基文第174号 23都市基街測第46号、平成23年7月25日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号
練馬区 9/25

地形図番号
KD944, KD953



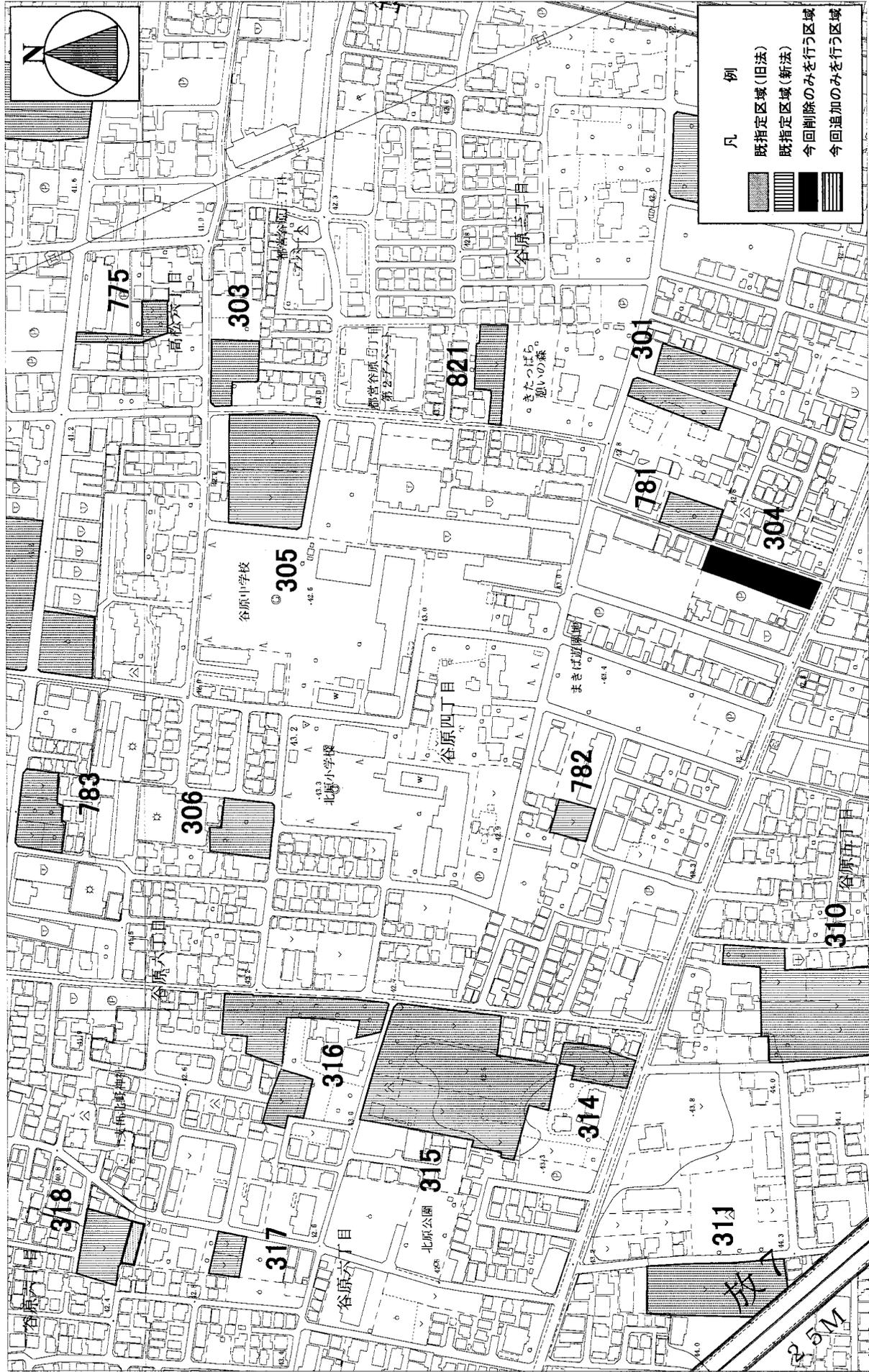
この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東子共許第006号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路縮図)を使用して作成したものである。
ただし、計画図は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基文第174号 23都市基街測第46号、平成23年7月25日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号 練馬区 10/25

地形図番号
KD844,KD853
KD942,KD951



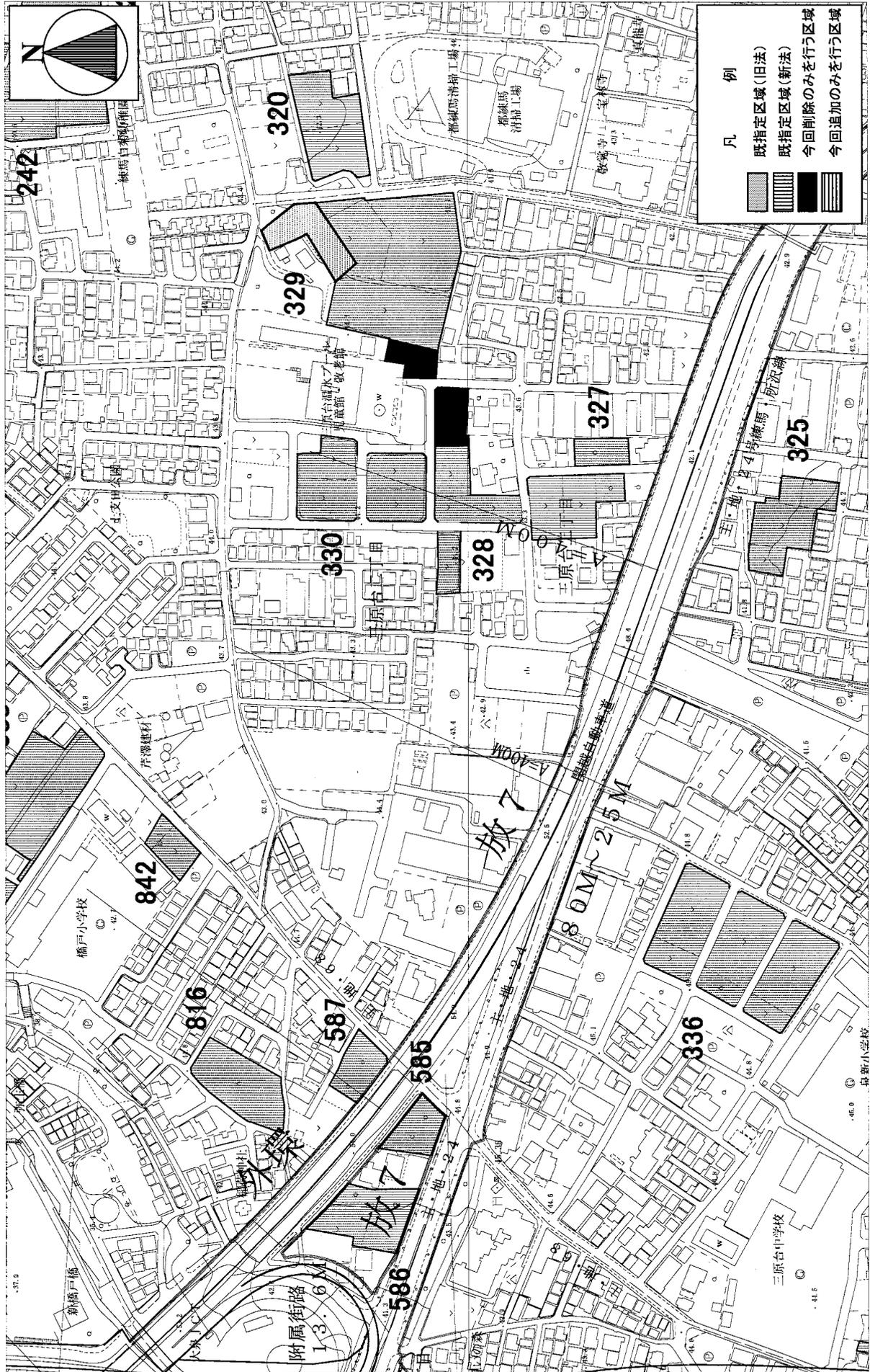
この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東子共許第006号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路縮図)を使用して作成したものである。
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基文第174号 23都市基街測第48号、平成23年7月25日

東京都計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号 11/25
練馬区

地形図番号
KD844, KD942



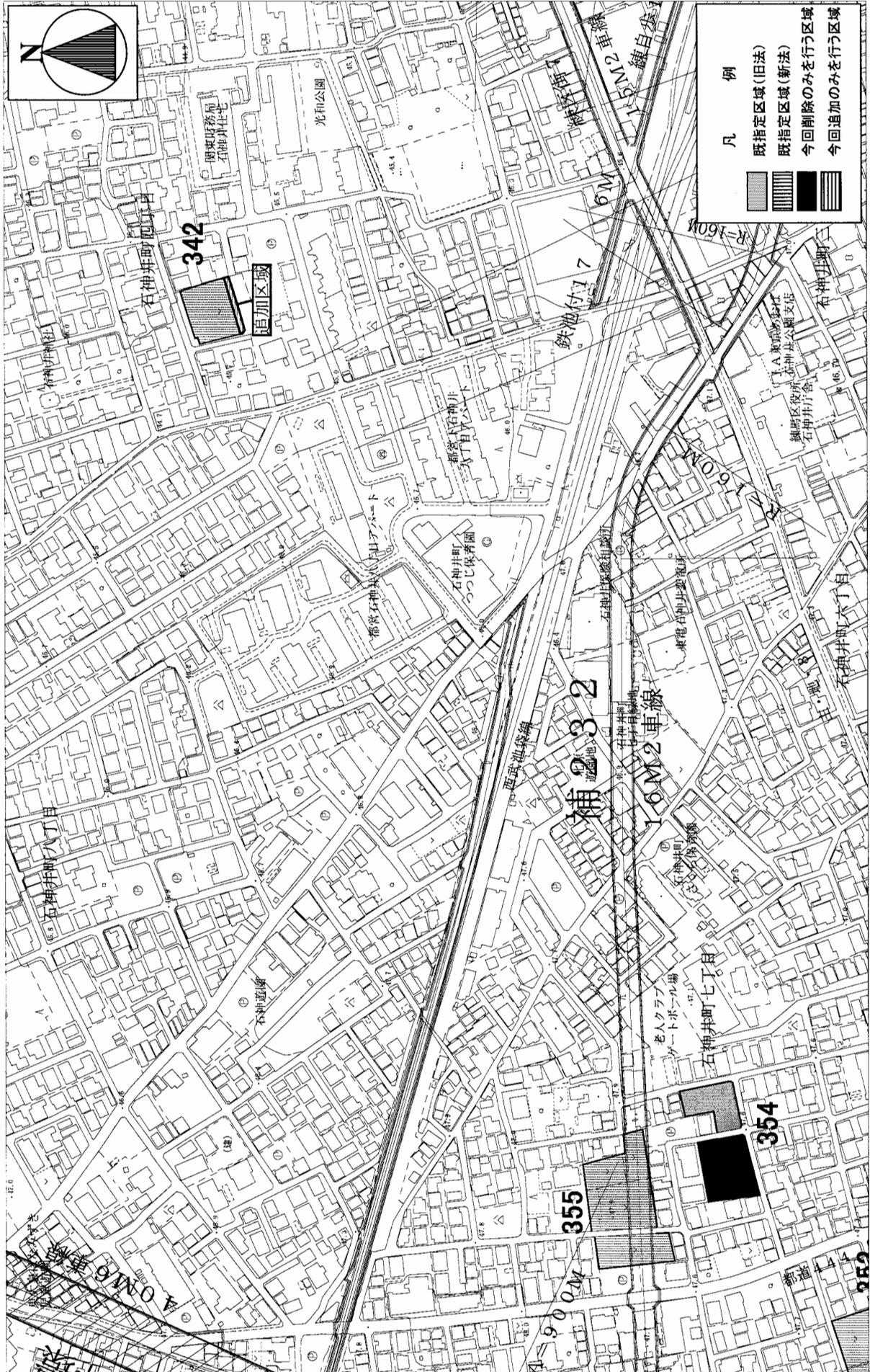
この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東京共許第006号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅尺2,500分の1の地形図(道路縮図)を使用して作成したものである。
ただし、計画図は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基交第174号 23都市基街測第48号、平成23年7月25日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号 12/25
練馬区

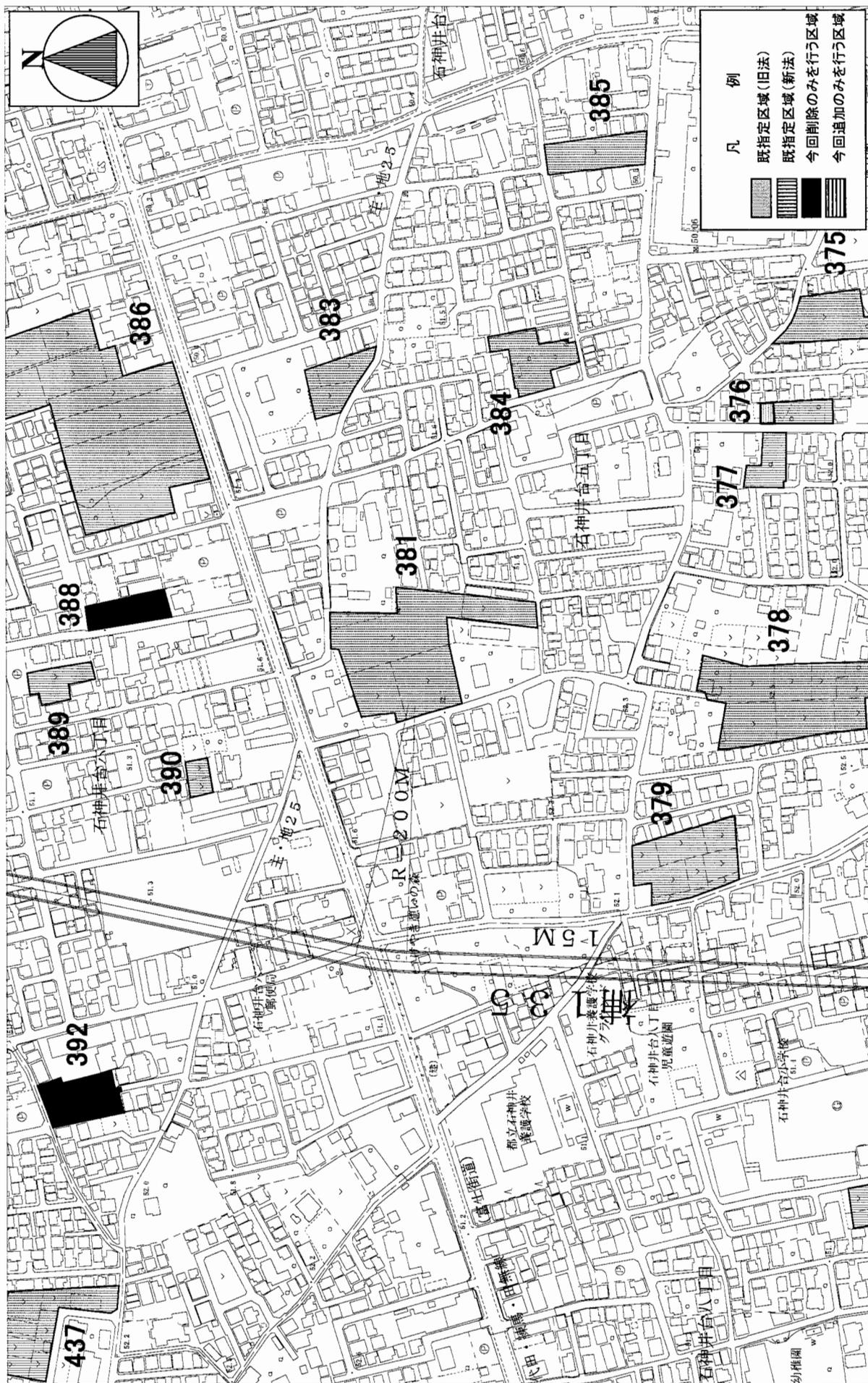
地形図番号
KD942



この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:18東京共計第006号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。無断転写、無断複製を禁ず。
ただし、計画図は、新市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写、無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基文第174号 23新市基街測第46号、平成23年7月25日

原案

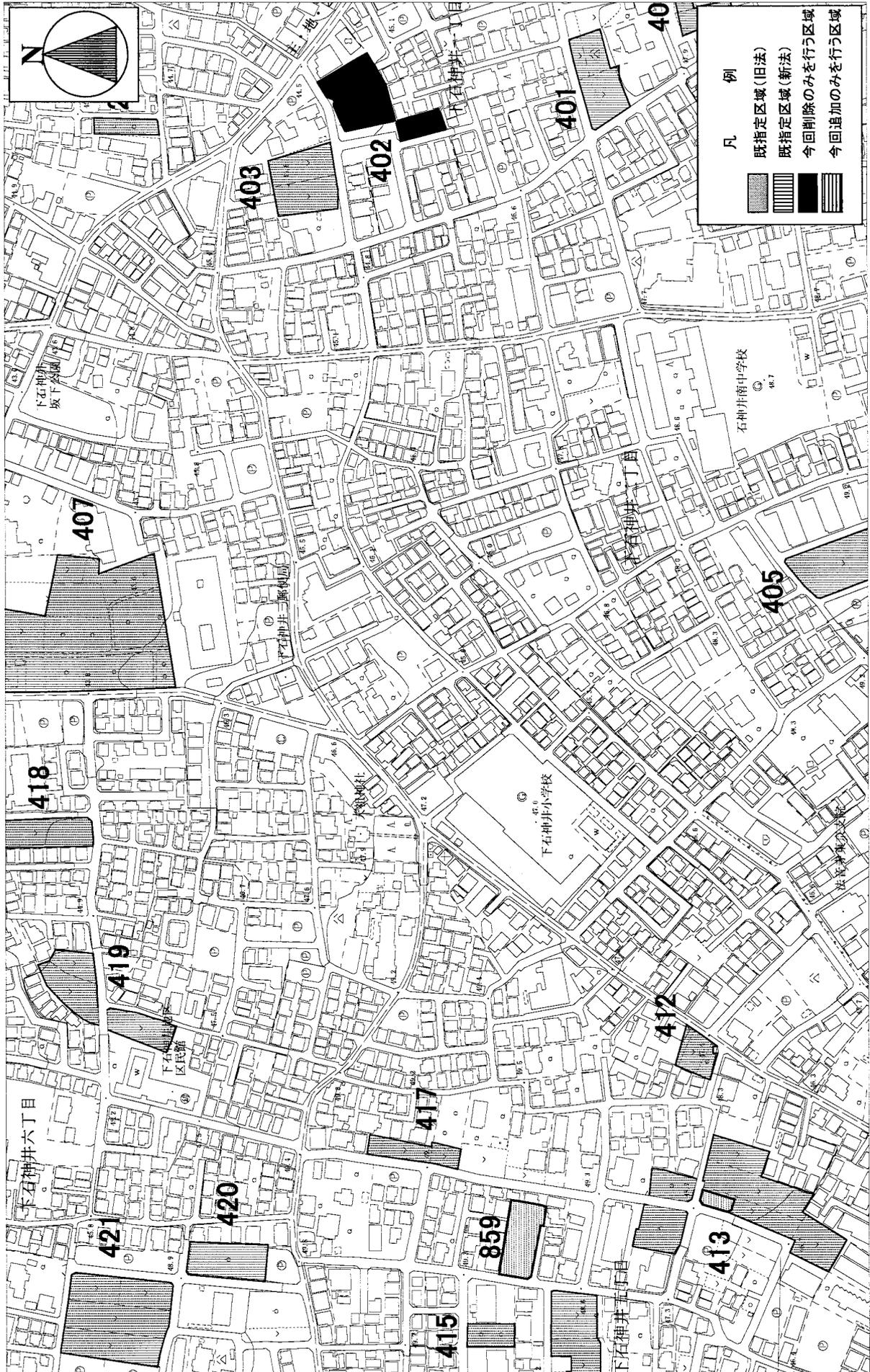
東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）



この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東デ共許第008号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受け、東京調製尺2,500分の1の地形図(道路線図)を使用して作成したものである。
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基交第174号 23都市基街調第46号、平成23年7月25日

原案

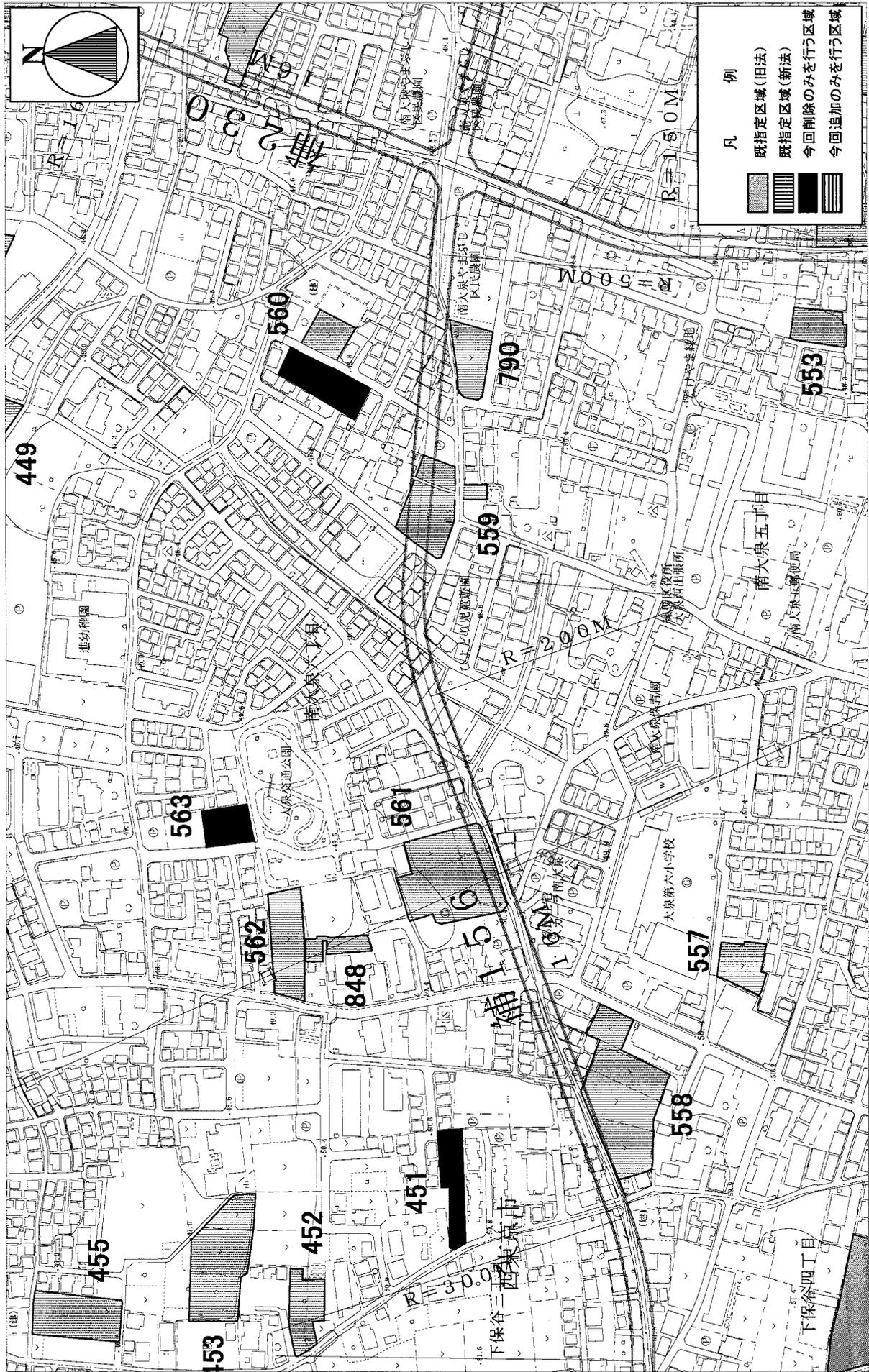
東京都市計画生産緑地地区計画図 (練馬区決定)



この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:18東京共計第006号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路縮図)を使用して作成したものである。
ただし、計画図は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基文第174号 23都市基測第48号、平成23年7月25日

原案

東京都計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）



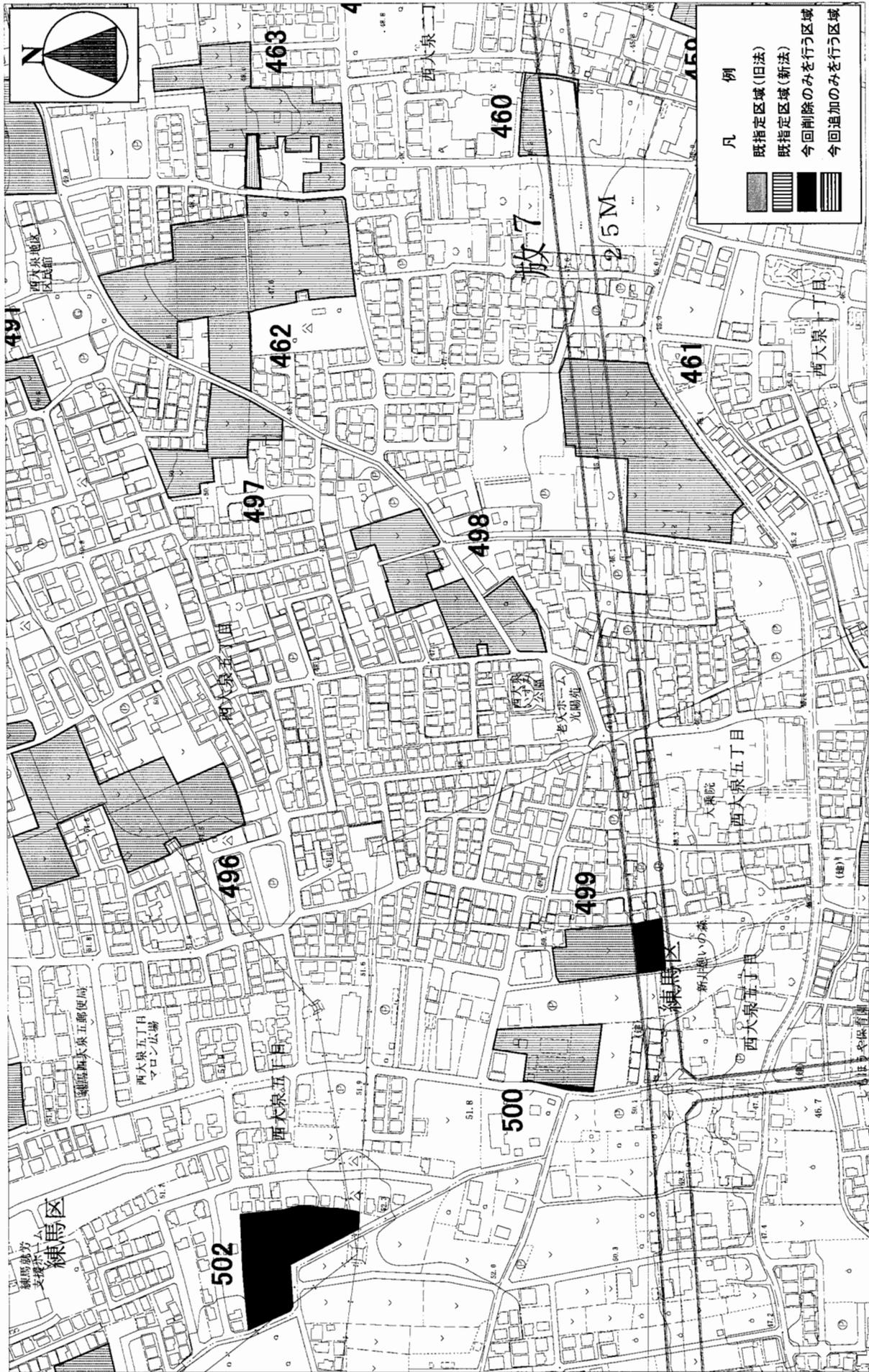
この背景の地形図は、東京都庁と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東京共許第006号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京縮尺2,500分の1の地形図(道路縮尺図)を使用して作成したものである。
ただし、計画図は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基交第174号 23都市基街測第46号、平成23年7月25日

地形図番号
KD834,KD843
KD932,KD941

図面番号
練馬区 16/25

原案

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

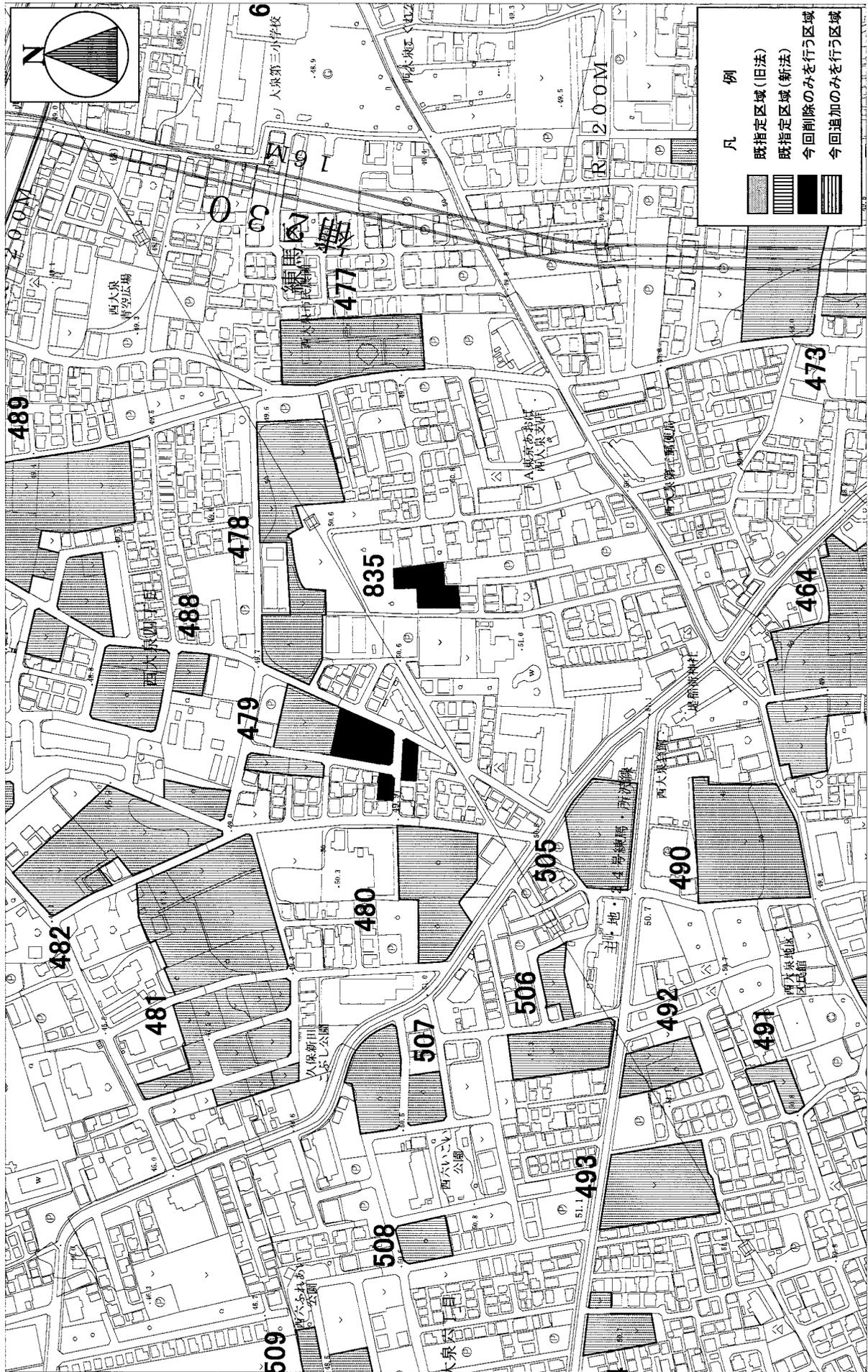


この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東子共許第008号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路縮尺図)を使用して作成したものである。
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基交第174号 23都市基街調第46号、平成23年7月25日

東京都市計画生産緑地地区計画面図（練馬区決定）

原案

図面番号 練馬区 17/25
地形図番号 KD843



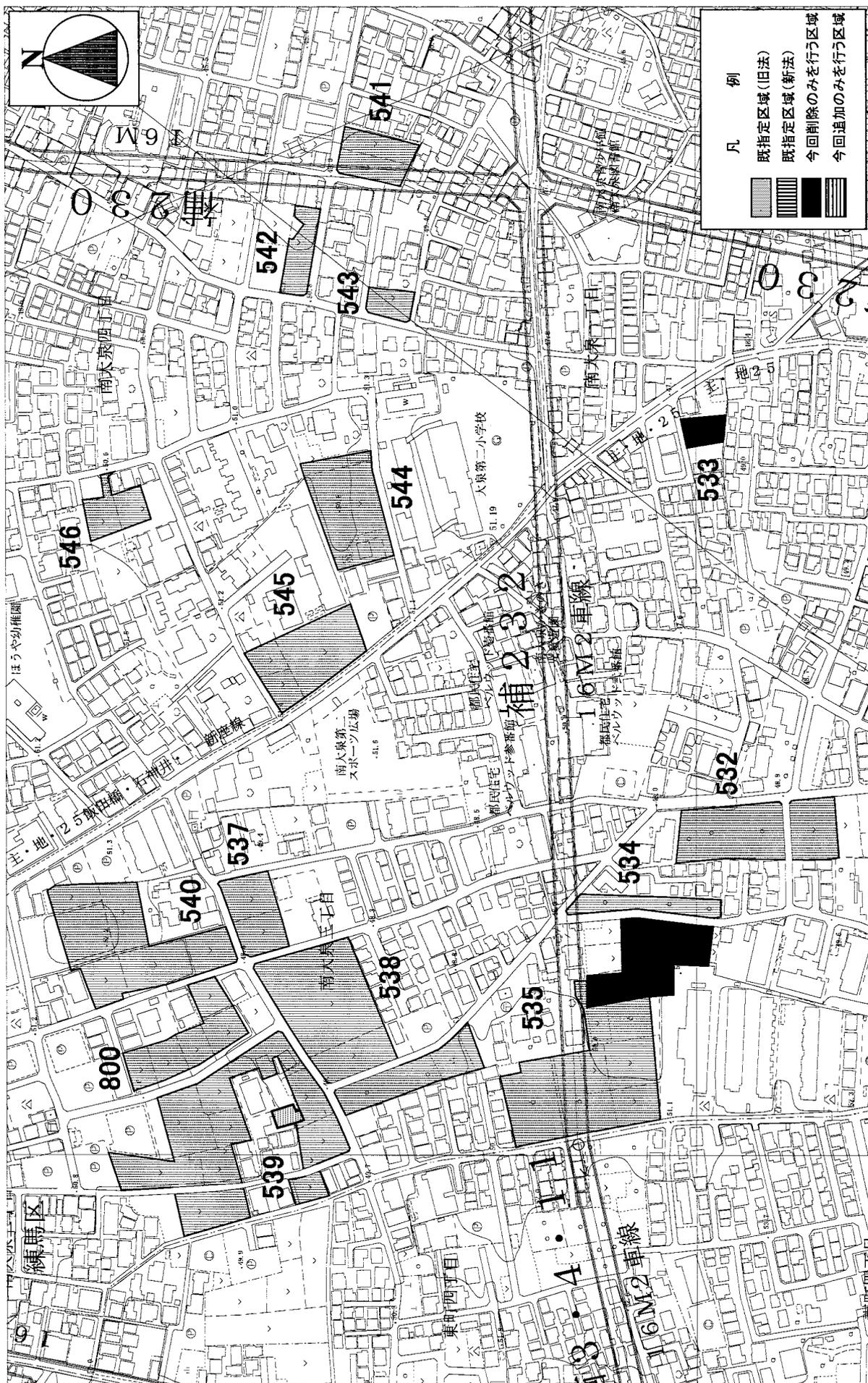
この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号: 16 東京共許第006号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京部縮尺2,500分の1の地形図(道路線図)を使用して作成したものである。
ただし、計画面は、都市計画道路の計画面図から転記したものである。無断転載・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基文第174号、23都市基街測第46号、平成23年7月25日

地形図番号
KD932,KD941
KD934,KD943

図面番号 18/25
練馬区

原案

東京都市計画生産緑地地区計画図 (練馬区決定)

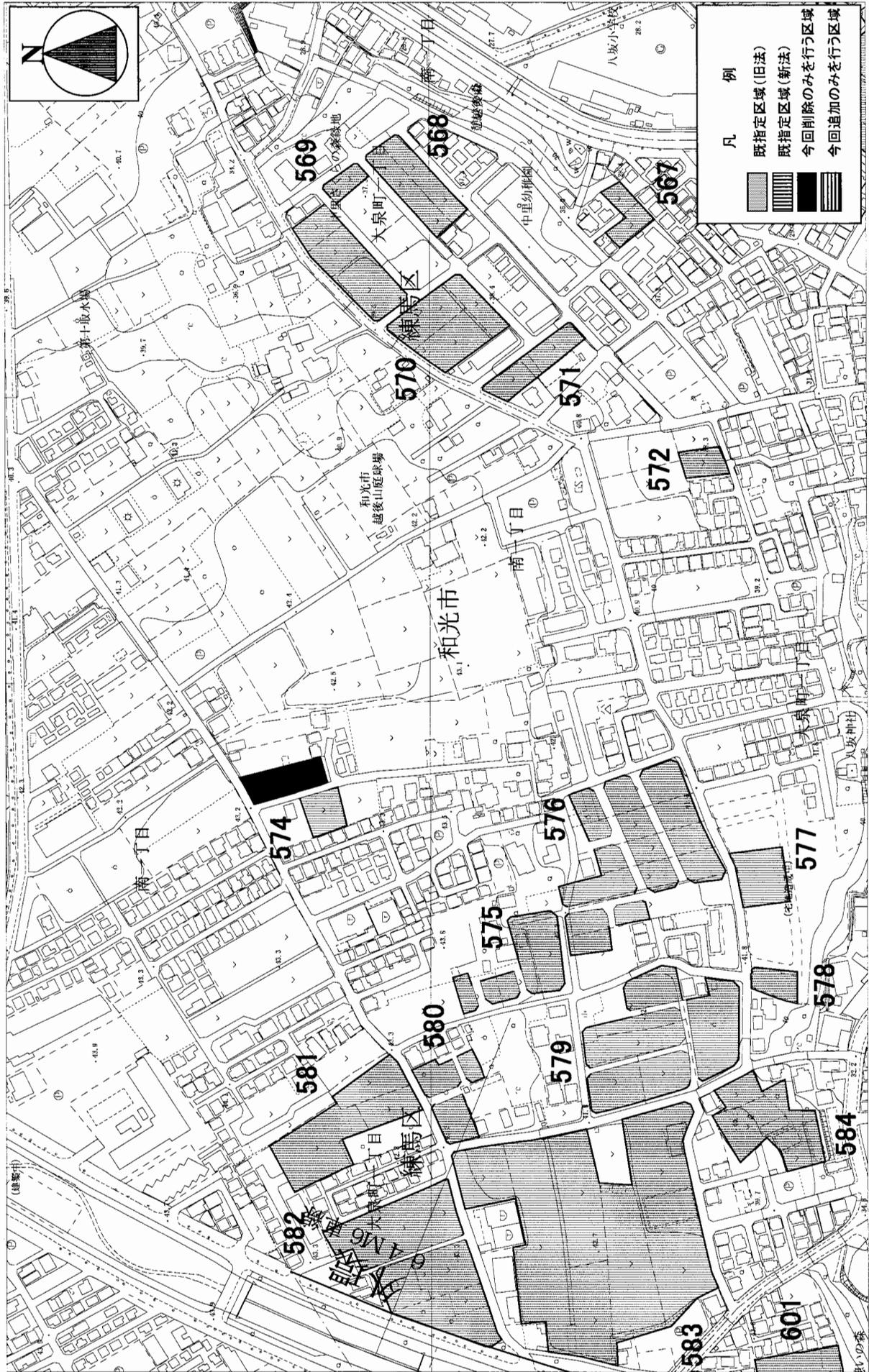


この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東子共許第008号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京縮尺2,500分の1の地形図(道路線図)を使用して作成したものである。
ただし、計画図は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基設第174号 23都市基設測第46号、平成23年7月25日

原案

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

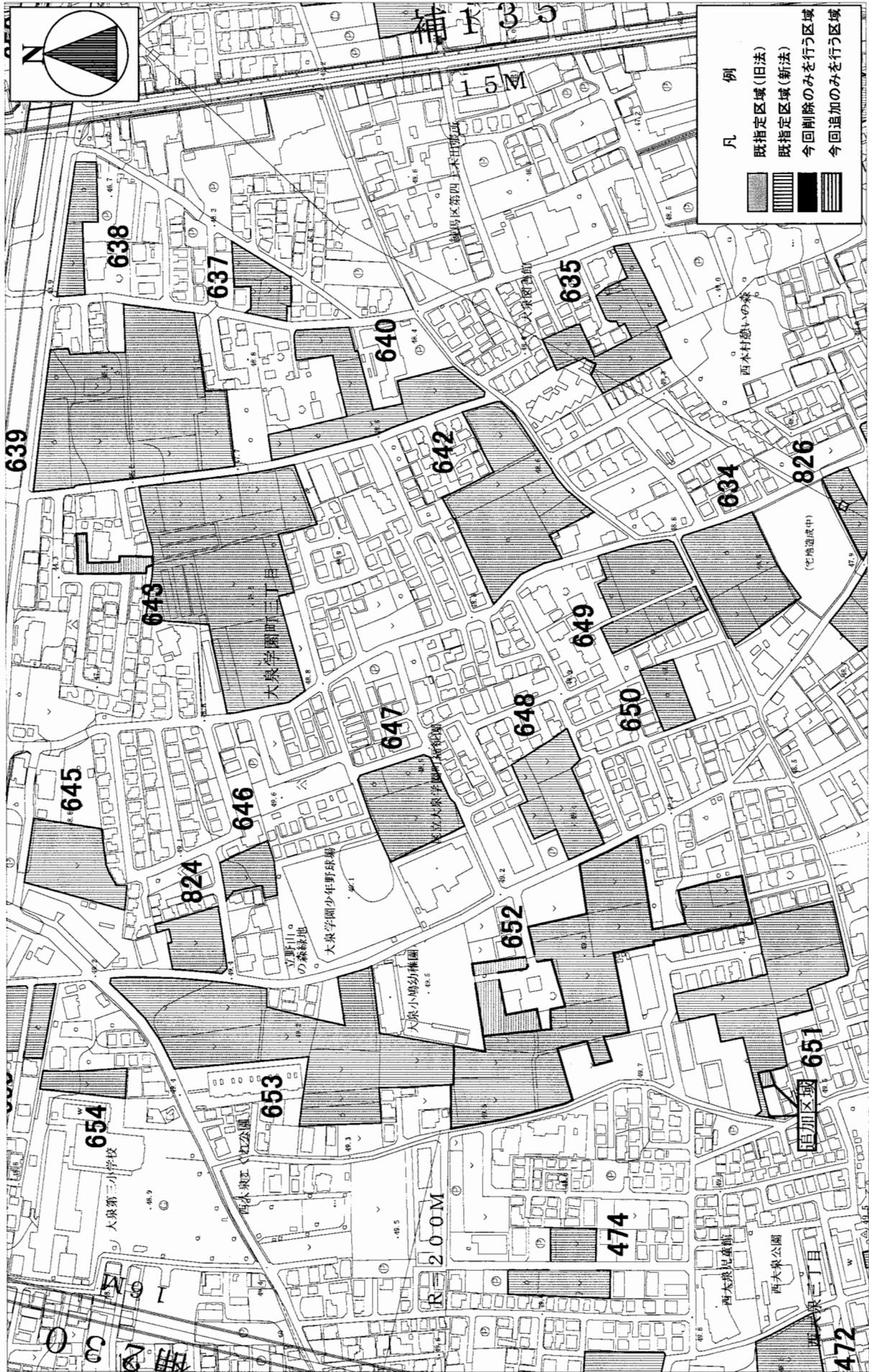
図面番号 練馬区 19/25
 地形図番号 KD842, KD844



この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16 東京共許第006号-24)
 この地図は、東京都知事の承認を受け、東京都総局(道路第四)の地形図(道路第四)を使用して作成したものである。
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
 (承認番号)23都市基交第174号 23都市基交第46号、平成23年7月25日

原案

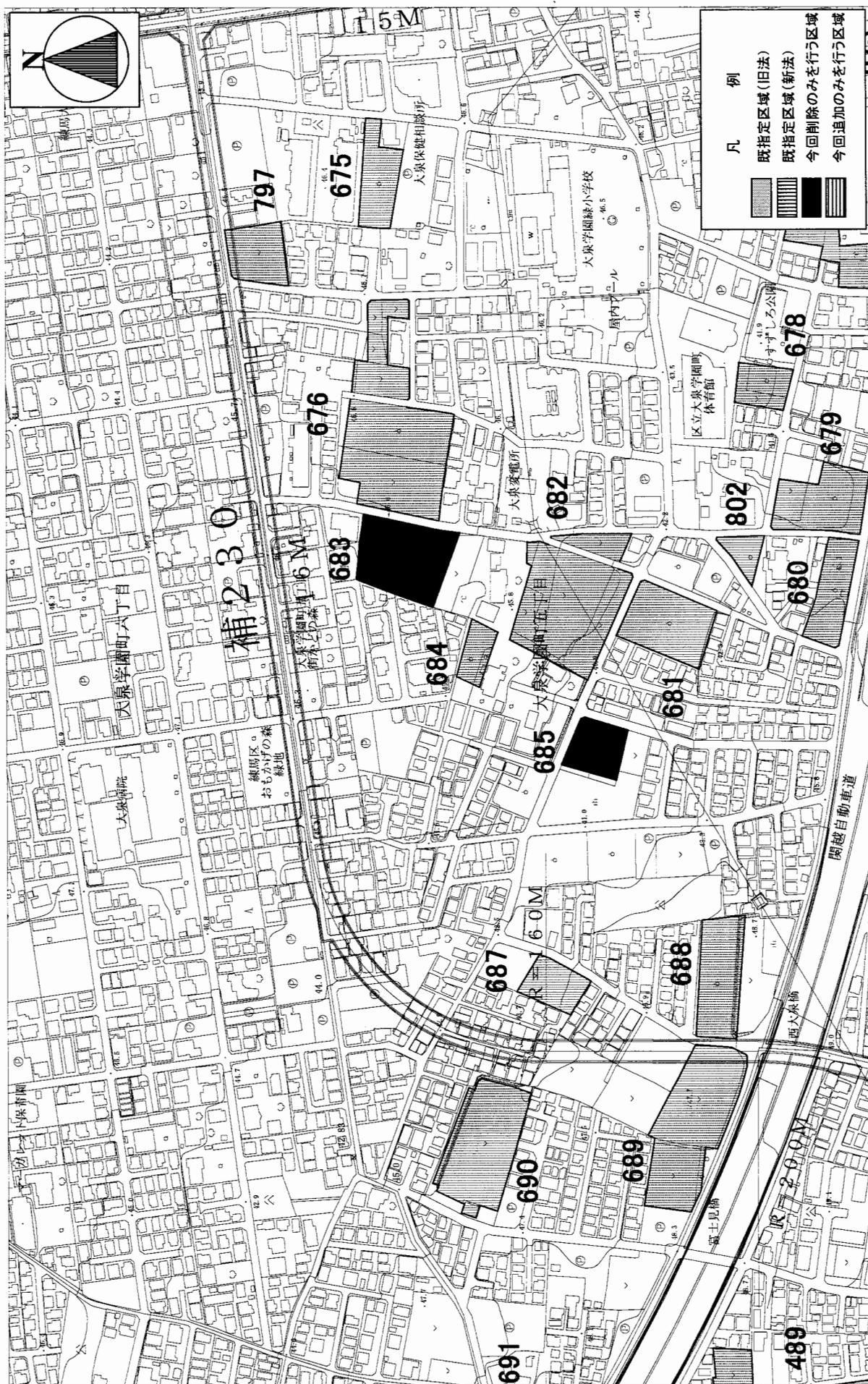
東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）



この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東字共許第008号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路縮図)を使用して作成したものである。
ただし、計画図は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基文第174号 23都市基街測第48号、平成23年7月25日

原案

東京都市計画生産緑地地区計画図 (練馬区決定)



この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東テ共許第006号-24)
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
ただし、計画図は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
(承認番号)23都市基文第174号 23都市基街測第46号、平成23年7月25日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号 練馬区 22/25

地形図番号 KD842.KD844



この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東京共許第006号-24)
 この地図は、東京都知事の承認を受け、東京縮尺2,500分の1の地形図(道路縮尺図)を使用して作成したものである。
 ただし、計画図は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
 (承認番号)23都市基文第174号 23都市基街測第48号、平成23年7月25日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号 練馬区 23/25

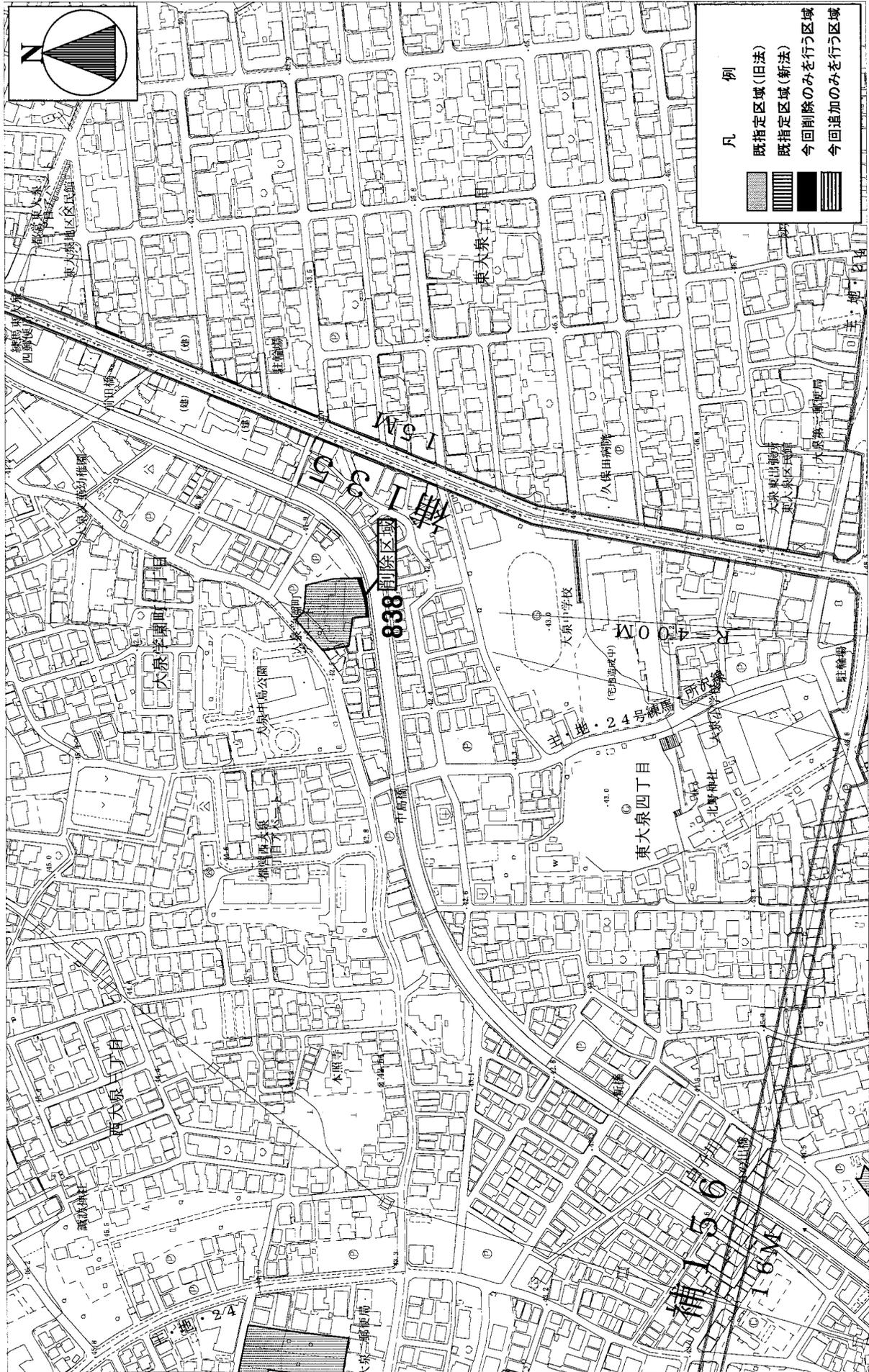
地形図番号 LD041



この背景の地形図は、東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東京共許第006号-24)
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京縮尺2,500分の1の地形図(道路線図)を使用して作成したものである。
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
 (承認番号)23都市基交第174号 23都市基街測第46号、平成23年7月25日

原案

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）



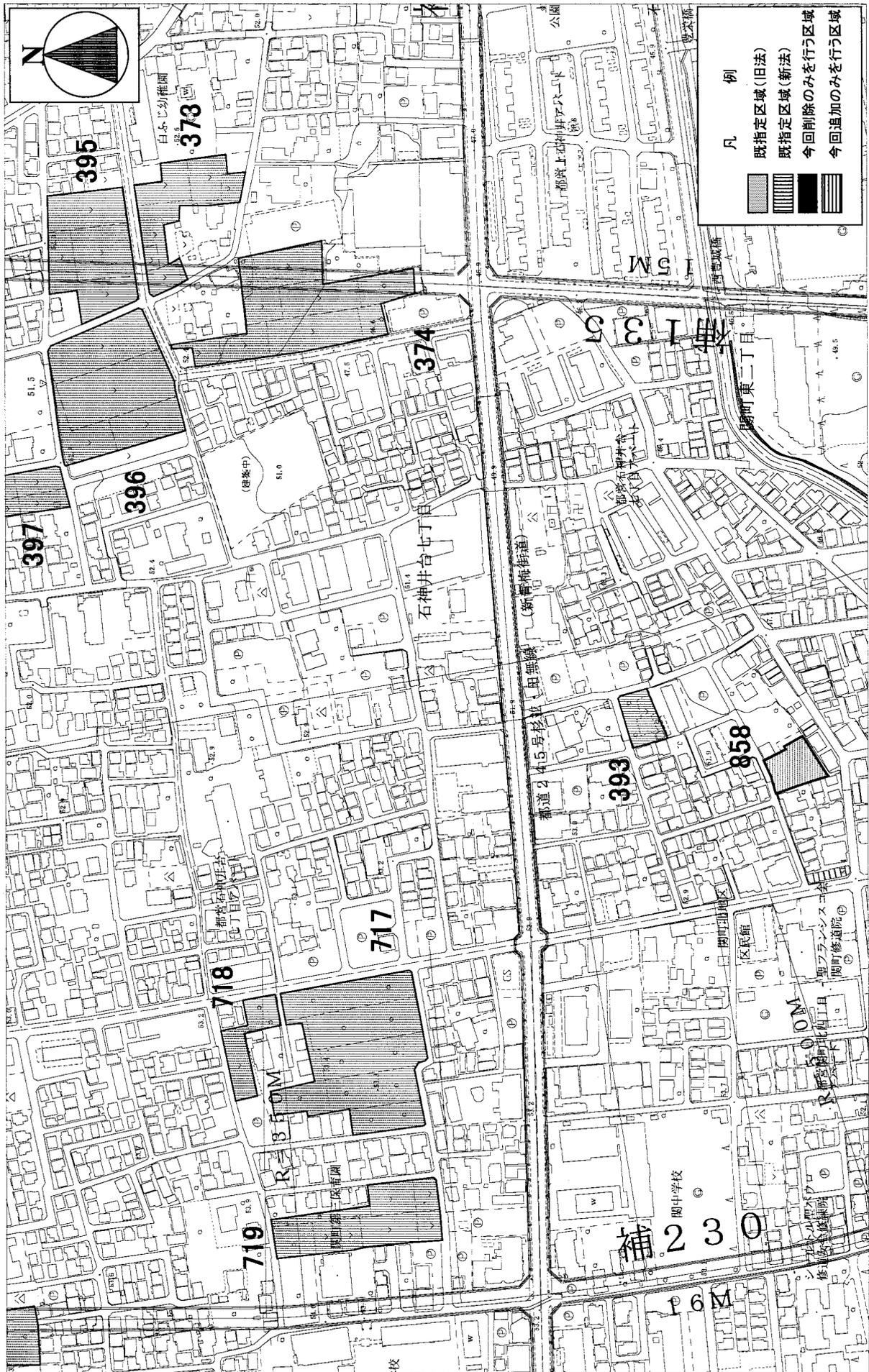
この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東テ共許第008号-24)
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京縮刷尺2,500分の1の地形図(道路縮刷図)を使用して作成したものである。
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転写・無断複製を禁ず。
 (承認番号)23都市基文第174号 23都市基街測第46号、平成23年7月25日

東京都市計画生産緑地地区計画図（練馬区決定）

原案

図面番号 練馬区 25/25

地形図番号 KD943



この背景の地形図は、東京都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号:16東テ共許第006号-24)
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総長2,500分の1の地形図(道路線図)を使用して作成したものである。
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断転載・無断複製を禁ず。
 (承認番号)23都市基交第174号 23都市基街測第46号、平成23年7月25日

生産緑地法について

1 生産緑地法改正の背景と概要

三大都市圏の特定市の市街化区域内農地については、都市における良好な生活環境の確保を図るため、残り少ない農地を計画的に保全することが求められている。一方では、より計画的な住宅宅地供給を促進するため、その積極的な活用が要請されている。

このような基本的な考え方から、都市内の土地利用計画を定める都市計画によって、市街化区域内農地を「保全する農地」と「宅地化する農地」とに区分することになり、保全する農地については、生産緑地地区の指定を行い計画的な農地保全が図られるよう、生産緑地法が平成3年に改正された。この法改正を受けて、平成4年に練馬区は生産緑地地区の指定を積極的に行った。

(平成4年指定 合計 764箇所 242ha)

2 生産緑地地区の全体の概略の仕組み

